

20100/018A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究

平成 22 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 戒能 民江

平成 23（2011）年 5 月

目 次

I. 総括研究報告	
DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究 戒能民江	----- 1
(資料) 研究フローチャート	
(資料) シェルター利用者調査 調査票 (日本国籍用)	
(資料) シェルター利用者調査 調査票 (外国籍用)	
(資料) 自治体事例調査事前質問票 (県対象)	
(資料) 自治体事例調査事前質問票 (市対象)	
(資料) 民間団体調査質問項目	
II. 分担研究報告	
1. DV 被害者の生活再建システムの体系化に関する研究 湯澤直美 堀千鶴子	----- 51
2. 外国人被害者支援の現状分析と支援モデルの構築に関する研究 吉田容子 齋藤百合子	----- 61
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	----- 75
IV. 研究成果の刊行物・別刷	----- 77

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

総括研究報告書

DV 対策など、女性視線施策の効果的展開に関する調査研究

研究代表者 戒能民江 お茶の水女子大学

研究要旨

本研究は、DV など女性に対する暴力を中心に、国及び自治体の女性支援策の現状分析を行い、女性支援政策の効果的展開に資する政策提言を行うことを目的とする。22 年度は引き続き、先進的な取り組みを行っている自治体および民間団体の事例について調査を行い、DV 被害者支援事業の現状分析と政策課題の析出に努めた。とくに、行政と民間団体を中心とした諸機関連携モデル（官民連携モデル）、生活再建システムおよび外国籍被害者支援モデルの析出ならびに類型別支援モデル構築のための全国的な被害実態の把握（民間シェルター利用者調査および自治体調査）に重点を置いて調査研究を実施した。調査研究の結果、民間シェルター利用者が DV 被害とともに、生活困窮などの生活問題や心身の疾病を抱えており、被害者の解決すべき課題の複合性が明らかになった。外国人女性については、それに加えて外国人であることに起因する脆弱性を持たざるをえないこと、それらを解決するための独自の支援策が必要なことを確認した。被害者のニーズに対応すべく、国の制度の活用や民間団体との連携協力によって、一部の自治体では先進的な被害者支援事業が展開している。しかし、女性支援事業の中核的存在である婦人相談所調査からは被害者への相談支援体制・運用の地域間格差が把握できた。今後はナショナル・スタンダードに基づく支援システムの構築による地域間格差の解消と被害者のニーズに即した支援モデル構築が課題である。

研究分担者氏名・所属研究機関名及び
所属研究機関における職名

湯澤直美 立教大学 教授
堀千鶴子 城西国際大学 准教授
吉田容子 立命館大学法科大学院 教授
齋藤百合子 明治学院大学 准教授

A. 研究目的

本研究は、DV など女性に対する暴力を中心に、女性に対する支援事業の現状分析を

行い、その効果的展開に資する政策提言を行うことを目的とする。

DV 防止法の 2 度の改正を経て、日本における DV 政策はセカンドステージに移行した。被害の顕在化が進む一方、安全確保が不十分なことや自立支援策の行き詰まり、多様化・複雑化する被害への対応の不十分さなど、総合的な被害者支援システムの欠落がもたらす問題点が明らかになってきた。DV 被害の特質に即した対応の専門化、高

度化が要請されている一方で、地域における関係諸機関の連携・協力体制の整備が緊急の課題となっている。

本研究では以上の課題を踏まえ、被害／被害者類型別のモデル的支援システムの検討を行い、官民・諸機関連携モデルの構築など、「切れ目のない」長期的な女性支援システムの構築をめざす。本研究の特色は、被害の実態に即した類型別の支援システムの構築、官民連携・協働の新たな可能性の追求、人身取引被害者など複合暴力被害者への支援モデルの策定、生活再建システムの体系化の追求など、支援現場での喫緊の課題の解決をめざすところにある。

B. 研究方法

22年度は、下記の通り、三つの研究班ごとに、事例調査、郵送によるアンケート調査、研究会、文献・資料収集を行い、現状の把握と問題点の析出及びモデルの抽出に重点を置いて研究を推進した。また、三つの班で連携して、民間シェルター利用者調査を行うとともに、中間年にあたり、研究成果の中間報告会を開催して調査結果に基づく知見の共有を行い、今後の研究の方向について広く意見を交換した。

1. 被害／被害者の類型別モデル的支援システムおよび関係諸機関連携体制の構築

22年度は被害者支援の現状と課題を把握し、モデル的支援を抽出するために、以下の方法で調査研究を実施した。

1) DV被害者支援にあたる公的／民間機関についての事例調査（4県及び3市、4民間団体）を行い、県のDV相談支援セン

ターならびに行政の担当課および民間支援団体等に聞き取り調査を実施して現状を把握し、支援モデルの抽出を行った。調査期間は、2010年8月2日、8月16日、2011年2月9日～10日、2月16日～17日（以上訪問調査）、12月1日～10日（自治体への郵送調査）。

2) アメリカにおけるDV対応の現状と課題について研究会を開催するとともに（2010年5月20日）、文献研究を行って、諸外国の経験に基づき、諸機関連携体制の必要性や連携が機能する要件などの理論的検討を行った。

2. DV被害者の生活再建システムの体系化

1) 婦人相談所事業概要収集

22年度は、全国47ヶ所の婦人相談所に平成22年版事業概要の送付を依頼し、44ヶ所の事業概要を収集した。なお、事業概要を作成していない都道府県もあり、その場合、婦人相談所パンフレットや統計資料の抜粋が送付された。婦人相談所は、中核的な配偶者暴力相談支援センター機能及び一時保護所を有しており、各都道府県におけるDV被害者支援の中核的存在となっている。事業概要から、婦人相談所における支援体制を明らかにした。調査期間は2011年1月～2011年2月。

2) 2009年度に実施した全国の自治体（都道府県・政令指定都市・中核市）のひとり親福祉およびDV所管課に対する施策調査については、その結果を再整理して報告書としてまとめ、各自治体にフィードバックできるようにした。

3. 外国人被害者支援の現状分析と

支援モデルの構築

22年度は、群馬県、静岡県、岐阜県、福岡県、山形県、熊本県を訪れ、県・市・NGO等を訪問し、外国人女性への支援の実情や工夫について調査し、多言語リーフレットや多言語相談窓口に関する資料等を収集した。調査期間は2010年11月2日、12月7日、2011年3月1日、3月5日、3月6-7日、3月10日。この間に、東京と神奈川のNGOを訪問し、外国人女性への支援の実情を調査した。さらに、韓国などの文献調査を行った。

4. 全体としての取り組み

22年度は三つの研究班の有機的連携により、研究の統合を試みた。

- 1) 類型別支援モデルの構築をめざして、三つの研究班が連携して民間シェルター利用者調査を実施した。23年度実施予定の全国DV相談支援センター調査とともに総合的に検討して、支援モデルの構築を行う予定である。調査期間は2010年11月～12月。
- 2) 研究成果の中間報告会として、2県2市の行政担当者および民間団体代表者、研究者を招いてシンポジウムを開催した(2010年12月19日)。

(倫理面への配慮)

本研究の実施については、人権擁護に配慮するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報保護に万全を期した。調査にあたっては、事前に質問票を送付して同意を得るとともに、危険性の排除等安全の確保に最大限の配慮を行った。また、調査によって

得られた情報については、申請者の研究室に厳重に保管され、デジタル化されたデータは申請者のコンピュータのみに保存される。調査結果は、調査対象者の同意が得られた箇所のみ公表し、個人情報の保護にあたる。

C. 研究結果

1. 被害/被害者の類型別モデル的支援システムおよび関係諸機関連携体制の構築

22年度は、昨年度に引き続き、国内において先進的な取り組みを行っている自治体および民間団体などの関係機関への調査を行った。また、被害/被害者の類型化を行うために、全国規模で民間シェルター利用者調査を実施し、被害実態と利用者がかかえる困難な課題の抽出を行った。

22年度は、国のDV政策が重要な展開を遂げた年である。一つは、「第三次男女共同基本計画」の策定であり、もう一つは、初めて、DVを対象とした国家予算が自治体に交付されたことである(光交付金)。DV防止法制定・施行から9年経過するにもかかわらず、具体的な生活再建支援体制の整備が進んでおらず、DV被害者支援についての地域間格差がますます拡大している現状を打破するためには、着実な政策の具体化とそれに伴う交付金の活用が望まれる。

「第三次男女共同参画基本計画」は、この間、男女共同参画社会の形成が遅々として進まなかった要因の分析に基づき、実効性のある基本計画をめざして策定された。計画期間(5年)中の達成目標が明記されていることも大きな特徴である。「第9分野女性に対するあらゆる暴力の根絶」において

も、暴力認識の変革や市町村の配偶者暴力相談支援センター数、性犯罪被害者相談を受ける男女共同参画センター数などについて、達成目標が示されている。DV 対応については、都道府県と市町村および民間団体等と公的機関との連携体制の強化による「切れ目のない支援」の具体化がキーワードとなっている。

「地域生活に光を注ぐ交付金」(円高デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～の一部)は総額 1000 億円、22 年度補正予算として組まれたものである。地方消費者行政、自殺予防などとともに地方自治体の DV 対応事業支援を目的とする。市町村における配偶者暴力相談支援センター設置など、DV 対応体制や取組の強化、民間シェルター等支援、被害者自立支援など、幅広い事業が対象となっている。しかし、年度が限定されていることなど使いにくく、必ずしも有効に活用されなかった点は残念である。ここでも、光交付金を活用して体制・取組の強化を着実に進めた地域とそうでない地域との格差が危惧される。

なお、内閣府「配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業」の委託を受けて、全国女性シェルターネットが、地域社会へ定着促進のための「はばたきプログラム」を全国 5 か所で開催した。なかでも、「母親の高卒認定試験のための学習プログラムと思春期の子どもの支援プログラム」および就労体験・職場体験プログラムは自治体にとっても参考になる取組みである。

1) 自治体の DV 政策の展開

22 年度は、4 都道府県(岡山県、長崎県、

鳥取県、埼玉県)および 3 市(岡山市、盛岡市、名古屋市)ならびに 4 民間団体(岡山、長崎、徳島、仙台)について調査を行った。自治体はいずれも先進的な取組みを行っており、Good Practice として経験の共有が望まれる。

① 官民連携民間主体支援型 DV 対応モデル

「鳥取モデル」としてつとに有名な鳥取県は「民間・行政連携/県主導・民間主体支援型」と言えるだろう。豊富な予算の下(22 年度の予算総額は 6500 万円)、民間団体、市町村など関係機関との連携により、県独自の DV 被害者支援事業を展開して、相談から自立支援まで「切れ目のない支援」をめざしている。県が予算を用意して民間団体が実際の支援のほとんどを担うしくみになっているので、県の民間団体(2カ所)への財政援助は国内では群を抜いて手厚い。県単独助成は 977 万円(21 年度)であり、シェルター家賃、警備費用、一時保護移送費、自立支援費(アパート家賃)、DV 法対象外一時保護経費、スタッフ養成研修経費、研修等参加費、夜間電話相談経費等、きめ細かい援助が行われている。さらに、光交付金で、シェルターの建物の新築、増改築費用について 1000 万円を限度に支援、ステップハウスの買い上げには 2000 万円を限度に支援する。また、一時保護の民間委託は 57 件である(21 年度)。現場主義を唱える DV 法制定時の知事が民間団体からの積極的な働きかけに対して真摯に応えた結果、極めて早い時期から行われた先進的な取組みが定着し、年ごとに強化・拡充されてきたと言えよう。主務担当を福祉ラインに置

き（福祉保健部子育て支援総室）、県を三つの地域に分けてそれぞれ総合的な福祉機能により民間による支援をバックアップしている。

ただし、市町村の DV 単独基本計画策定や DV センター設置がさほど進んでいないことに表れているように、DV 被害者の地域での生活再建を支える市町村の支援体制の整備や男女共同参画ラインとの連携が課題である。

② 行政・民間連携による総合的支援システムの構築

長崎県は、2007 年度に児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者厚生相談所及び精神保健福祉センターの 5 機関を統合し、「長崎県こども・女性・障害者支援センター」（以下、県センター）を設置し、こども、女性、障害者、心の問題について総合的に支援する体制を整備した。県北を担当する佐世保市にも「佐世保子ども・女性・障害者支援センター」を設けている。

県センターに設置された、こども・女性支援部は児童相談所および婦人相談所機能（配偶者暴力相談支援センター機能含む）を果たしている。2010 年に県センター女性支援課に専任の女性課長が増員配置され、相談と一時保護の一体化が強化された。一時保護所と婦人保護施設はセンターとは別個の場所にあるが、児童相談所や障害者福祉、精神保健との連携は緊密に図られている。

長崎県の DV 対応主務課はこども政策局こども家庭課（家庭福祉班）であり、DV 対策は明確に婦人保護事業として位

置づけられている。長崎県センターと佐世保センターで県南と県北を分担しており、離島部では県保健所に支援センター兼務職員を配置している。県全体として DV 相談、一時保護件数とも増加している。離島はそれぞれ特徴があり、顕在化が進まない、高齢者の DV など個別の課題を抱えている。

長崎県は第二次 DV 基本計画改訂を契機に、総合的支援体制をめざした「長崎モデル」構築を打ち出した。その柱となるのは、相談体制の強化、一時保護体制の充実、民間団体との連携による生活再建事業の推進と関係諸機関との連携強化及び DV 予防教育である。中でも注目されるのは、国の各種交付金を活用した一時保護体制の整備、とくに、子どもへの支援の充実と官民連携による一時保護所退所後の生活再建支援事業の展開である。

一時保護については申請があれば原則としてすべて入所を受け入れている。一時保護所の職員体制の充実がその背景にある（ソーシャルワーカー4 名、婦人相談員 2 名、心理判定員 1 名、保育士 1 名）。各種交付金の活用で、入所者の生活向上を図るとともに、ソーシャルスキルトレーニングなど自立支援を行っている。また、準看護師の有資格者と中国語通訳可能な相談員も新たに配置した。子どもへの支援では、全国で唯一、専任教員の派遣（加配）による訪問教育の実施を 2005 年度から開始し、翌年からは保育士を配置した。同伴児増加への対応だが、子どもに迷惑をかけているという母親の自責の念を払拭し、子どもが地域の学校に戻った時にすぐ対応できるというメリット

がある。2010年には室内運動場（ミニ体育館）が完成し、訪問教育に活用されている。

また、長崎県では国の交付金のスキームによる婦人保護施設等退所者の就労支援事業を民間団体に委託して実施している（後述）。23年度には、ステップハウスの拡大と民間団体への運営委託、暴力の被害を受けた子どもの心理回復プログラム支援スタッフ養成事業、市町村へのDVセンター設置推進などを予定している。

長崎モデルの成功のカギは次の点に求めることができる。第一に、行政の主務担当者（キーパーソンの存在）が現場の実態をよく把握し、現状に即した課題設定を明確に行っていること。第二に、課題設定が明確なので、随時交付が発表される国の地方交付金に迅速に対応でき、交付金を活用した新政策が展開できること。第三に、基本計画策定に伴い、年度ごとの目標を設定し、計画的に政策展開をしていること。第四に、民間団体との連携による事業展開を積極的に行っていることである。ただし、男女共同参画ラインとの連携・協働の強化、市町のDV対応と地域間・県と市町との連携体制整備が今後の課題であろう。

③ 民間主導型行政・民間連携 DV 対応モデル

2004年DV法改正に伴い、岡山市はいち早くDVセンターを設置している（2007年法改正に基づく努力義務化の前であることに注意）。DV基本計画は2009年度に策定された。岡山市のDV政

策・対応は「市民協働」を理念として展開されている。

岡山市における市民協働の取組みは1997年にまで遡る。岡山市の行政と民間の連携・協働の歩みは、女性に対する暴力被害者支援に不可欠でありながら、なかなか進まない民間と行政との連携・協働のあり方に有益な示唆を与えてくれる。

1997年岡山市を会場に「日本女性会議」が開催されたが、女性たちの主導の下、女性市民参画型の実行委員会を組織し、その中で女性に対する暴力分科会も設置された。さらに、1999年の統一地方選挙で女性議員を増やした女性たちは、女性センター設立運動・男女共同参画条例制定・男女共同参画基本計画策定の3本柱で運動を進めていった。2000年には岡山市男女共同参画社会推進センター（さんかく岡山）が新設され、行政・市民協働による条例の検討が開始された。「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」（以下、男女共同参画条例）策定の過程については、GOVERNANCE2001年11月号に詳しい。2001年制定の男女共同参画条例には、同年に制定施行されたDV法に欠落していた部分を入れ込んでいる。2001年段階で男女共同参画相談支援センター（のちのDVセンター機能を持つ）が設置され、岡山市独自事業として、緊急一時保護や保護命令有効期間中の被害者の保護（ステップハウス機能）、自立支援についても規定された。市民協働での条例策定であったからこそ、先駆的な被害者支援事業が実現したと言える。

ほぼ同時に、DV被害者支援を目的とする民間団体が活動を開始し、行政・民

間・議員のリンクによるネットワークが形成された。

2001年に民間団体として「DV防止サポートシステムをつなぐ会」が設立された。文字通り、バラバラだった諸機関・団体を「つなぐシステム」をつくることを目的とし、市議会の女性議員や市民、相談員などが参加している。「つなぐ会」は市との協働事業としてストックハウスの運営や啓発などを行っているが、その活動が政策作りの基盤となっている。議員が市民とともに活動することによって、行政との連携も強化されてきたという。

実際の被害者支援は2004年に活動を開始した別個のNPO法人「さんかくナビ」が担っている。

さんかくナビはデートDV防止プロジェクトでは、岡山県との共同事業を展開しており、岡山県・岡山市のDV被害者支援の中核的存在になっている。

岡山市における行政・民間の連携は民間主導型といってよい。岡山市モデルの形成要因は、次の点にある。第一に、民間団体の代表者というキーパーソンの存在と民間団体が恒常的に行政に働きかけてきたことである。同時に、キーパーソンは、地域のネットワークの連結点になっている。第二に、DV問題を男女共同参画行政に位置付け、条例制定と女性センター設置を実現したことが大きい。DV被害者支援の明確な法的根拠（条例）と拠点（センター）が早い時期に確立したことで、岡山市は具体的な独自事業実施を進めることができた。第三に、女性議員の存在が大きい。女性議員を巻き込んだ運動の展開により、市の行政と民間と

の連携が強化された。

しかし、民間団体は限られた資源のなかで多面的な被害者支援を行っており、民間団体の孤軍奮闘という感は免れない。男女共同参画予算が年々減少しており、市独自の自立支援事業はまだ行われていない。岡山市のDV政策は男女共同参画事業として展開してきたが、自立支援事業の具体化のためには、市レベルでの男女共同参画ラインと福祉ラインの連携・統合を図る必要がある。また、今後改善される見込みであるが、民間団体への財政支援の強化も課題である。民間団体との対等な連携・協働関係形成のためには、市のいっそうの主体性の発揮が期待される。

④国のスキームを活用した官民連携型生活再建支援事業

長崎県では国のスキームを活用しながら、行政が民間に委託する形で独自の生活再建支援事業を展開しており、前述の「長崎モデル」の中核に位置付けている。

<背景と経緯>

入所前に職業経験がない場合や離職後長期間にわたる場合が多いこと、DVにより精神的ダメージを受けていることなどから、DV被害者の一時保護所や婦人保護施設退所後の生活再建には困難が伴う。メンタル面への影響を考慮しながら、退所後の手続や家事育児の支援を含めた生活面での支援、就労支援が必要となってくる。経済的不安や心身の状況、子どもについての悩み、夫の追跡、社会的孤立など、DV被害の特性を考慮するならば、退所後即座に就労することが難しい場合が多く、きめ細かな支援

が求められる。丁度、H21年に追加経済対策「安心子ども基金」の拡充（ひとり親家庭対策の強化）により、婦人保護施設等の退所者の自立支援に関する国のスキームが示された。長崎県はそこにあげられていた6メニューをすべて着手中であったことから、都道府県がNPOに事業委託できることを利用し、婦人保護施設等退所者等の就労支援事業を計画した。長崎県事業実施要綱を策定し、「就労支援チーム」を設置して、21年度からの3年計画（21年度スキーム策定、22年度具体的支援の開始、23年度ハローワーク等の労働部門との連携方策の検討と具体化）を策定した。「DV防止ながさき」に委託して、22年1月末～3月末（予算155万円）および22年度（予算518万円）に具体的な支援を実施した（21年度は試行）。

<事業内容>

21年度には、必要とされる支援内容として、①手続の情報提供、関係機関の紹介、同行支援、家事育児支援などの日常生活支援、②面接相談、家庭訪問、カウンセリング、自助グループなどのメンタル面での支援、③キャリアカウンセリング、同行支援、IT講座、就職後のフォローなどの就労支援が想定された。支援の流れは、下記のとおりである。

支援希望の申し出（一時保護所入所中から実施）→面接（ニーズに応じた支援内容の検討）→支援の申し込み→面接→同行支援、就労のための支援等各種支援の実施

<体制>

まず、運営協議会（県子ども家庭課、県支援センター、母子家庭自立促進センター、長崎市男女共同参画センター、長崎市子ども支援課、NPO）が設置され、その下に、

自立支援チーム運営会議（子ども家庭課、支援センター、母子家庭自立促進センター、NPO）を実働部隊として設置した。支援に当たるサポーターは6名であり、NPO法人に委託している。週1回のサポーター会議が開催されている。

<実績>

21年度（22.1～3）の支援対象者9名（38回支援）、22年度（22.4～12）は62名（同行支援120、面接74、家庭訪問69、電話相談42など、サロン開催42回、サバイバーの集い10回）であった。

<成果と課題>

成果としては、民間団体に委託して本事業を実施したことで、一時保護所の職員だけではできなかった、民間ならではの柔軟できめ細かな支援ができたこと、閉鎖的になりがちな一時保護所であるが、退所後のフォローを民間団体に依頼することで、継続して見守りができるとともに、入所中の助言や処遇の改善にもつながる。支援にあたって、市町に対する対応の改善のお願いは県から行い、行政と民間の役割分担の明確化を図ったこと、などがあげられた。

今後の課題については、①短期間の支援では就労につながらない。前段階の支援が長期間必要である—社会的孤立、高齢、うつ、トラウマ、住所を知られたくないなど。支援の実際では人間関係の作り方、他人とのかかわりに時間をかけている。②退所者向けの居場所づくりなどでの訓練や起業につながるような取り組みが必要であり、在宅の仕事も開拓しなければならない。③育児能力が低下している母と乳児の子育て訓練を行う中間施設が必要である。ネグレクト等虐待につながらないような施策・支援

が必要④就職につながる専門学校入学を果たしても（給付金）、授業料が続かないという不安がある。経済的支援の必要性⑤委託費は518万円であり、同行支援の時間給と交通費が支給されている。サロンの家賃は出ているが、民間団体の経済的基盤の確立には至らない。

<23年度以降の展開>

1年3カ月の経験を踏まえ、23年度には、同行支援事業、家事・育児支援・訓練、心身の回復講座、母と子の心理回復プログラムへ助成、自助グループ活動への支援など、「地域生活に一步を踏み出す元気（生活力）をつけること」を目的とした「(新)DV 被害者自立支援事業(母と子の元気回復プログラム)」が予定されている。また、22年度までは県営住宅の目的外使用で対応していたステップハウスを拡充し、民間委託を行う。居室の用意だけではなく、支援を行うために正規雇用1名プラスパート2名の人件費を確保する予定であり、生活再建事業の新展開が期待される。

2. DV 被害者の生活再建システムの

体系化

22年度は、中核的配偶者暴力相談支援センター機能を担うとともに、一時保護所を併設しており、各都道府県におけるDV被害者支援の中心的存在である婦人相談所の「事業概要」分析を行い、公的な相談支援体制の現状と課題を明らかにした。

全国47か所の婦人相談所中、44か所から「事業概要」の提供を受け、「事業概要」を作成していない都道府県1か所からパンフレット・統計資料の抜粋が送付された。

設置状況については、婦人相談所を児童

相談所等他分野と統合したセンター内に設置される傾向がみられた。「事業概要」の記載事項は各都道府県に任されているため、項目・統計など統一されておらず、被害者相談・支援に関する基本的な情報が記載されていない場合がある。とくに、外国籍の利用者についての記載が少ない。また、組織体制の問題点として、職員数が少ないことと相対的に非常勤職員が多いことが指摘できる。近年、DV被害者の精神的ケアの必要性が言われているが、心理判定員は常勤配置されているものの、カウンセラーなど心理ケア担当は非常勤が多い。さらに、電話相談件数の増加が顕著であるが、夜間など電話相談体制の地域間格差が大きい。相談受付件数全体および一時保護などの支援につながる来所相談件数も同様である。

全国的な傾向として相談件数の伸びに対して一時保護利用者数が増加していないが、最大1610名、最小4名と、地域間格差が著しい。また、一時保護定員数の記載のないところもあった。外国籍の利用者の記載も少なく、外国籍利用者の同伴児についての記載はさらに少ない。

以上の調査結果から、婦人相談所における支援の専門性の確保、職員数の少なさが相談支援体制に影響を与えていること、相談体制の不十分さなどが指摘できるが、全体として、①婦人相談所の規模・体制の地域間格差が大きく、ナショナルミニマムという視点からの検討が必要であること、②婦人相談所の「事業概要」は、相談支援事業の基礎資料であり、基本項目について全国統一的な集計・記載がないことが問題点としてあげられる。

以上、婦人相談所事業概要調査から、公

的な相談支援体制の地域間格差をなくし、被害者のニーズに応じた実効性ある支援体制を整備する必要があることが明らかになった。最終年には、ナショナルミニマムの観点からモデル的相談支援システムの構築を検討し、政策提言する予定である。

3. 外国人被害者支援の現状分析と支援モデルの構築

本研究は「外国人女性」に対する有効な支援のあり方を探るものであるが、ここに「外国人女性」とは、国籍だけで限定する趣旨ではない。たとえ現在は日本国籍であっても、外国籍から日本国籍に帰化した女性、父母の婚姻や父の認知などによって日本国籍を取得した女性（いわゆる新日系人）など、言語や文化・生活習慣、経済力、親族・友人の存在など、様々な面で困難を抱え、支援を要する女性を含む。即ち、「外国の言語、文化、生活習慣の中で育ち、日本社会の中で経済力や人的・社会的資源など様々な面で困難を抱え、支援を要する女性」である。

法務省入国管理局によれば、2009年12月末現在の外国人登録者数は約219万人、うち女性は約118万人（54%）である。在留資格別では「一般永住者」約53万人、「日本人の配偶者等」約22万人、「定住者」約22万人等であるが、男女別人数は公表されていない。登録地は47都道府県に及ぶ。また、厚生労働省人口動態調査によれば、2009年の婚姻届出数約67万件的のうち、外国人と日本人との婚姻は約3万4000件である。

外国人女性は、外国人であることに伴う特有の脆弱性を有するが、本調査では、静岡県、群馬県、熊本県、岐阜県、福岡県、

山形県及び各県下の外国人集住型自治体および外国人分散居住型自治体ならびに民間支援団体を訪問調査した。外国人被害者特有の脆弱性の克服のため、自治体では、言語・生活習慣・文化、パーソナルな資源の提供、社会資源（資格、経済力、社会制度や行政施策についての知識など）、偏見や差別の解消、人身取引被害者支援などの多面的な支援の実践が行われており、Good Practiceとして各地域で参照すべきであろう。

また、本研究では、自治体において外国人住民と地域住民らの共通の生活課題に取り組む方策を検討する際に有効なツールとして、「多文化共生ソーシャルワーカー」に着目して、外国人女性支援者養成システムの構築を目指し、研究者および民間団体へのインタビューならびに先進的自治体の取組事例の収集を行った。その結果、外国人女性支援にあたる行政職員や福祉関連職員は、国内法制だけではなく、在留資格制度、日本および出身国の家族関係の把握、出身国の社会文化状況を理解する必要があり、研修の実施が急務であることが確認された。最終年度は、調査結果を踏まえて研修プログラムモデルを作成するとともに、外国人女性支援に関する政策提言を行う。

4. 民間シェルター利用者調査

日本のDV被害者支援は公的シェルターとともに、民間シェルターによっても担われており、とりわけ自立支援については民間の果たす役割が大きい。DV被害実態、とくに、利用者にとっての困難な課題を把握することを目的として、22年度は全国民

間シェルター利用者調査を実施した。利用者の年代は30代、40代が中心だが、20代及び60代の利用者も多い。20代・30代の若い世代では、夫の暴力に加えて義父母等夫の家族からの暴力を同時に受けていること、DV・離婚とともに、生活困窮、借金などの経済的な問題にうつ状態が重なった複合的生活困難を抱えていることが明らかになった。DVの与える精神的ダメージの大きさとDVが貧困を生み出す要因となっていることがわかる。また、保護命令が必要な状況でありながら、さまざまな要因から申立を行っていない事例が多いこと、知的障害を持つ被害者への支援の困難、退所先として公営住宅がほとんど利用されておらず、優先入居政策が有効に機能していないことなどが知見として得られた。これらの知見を活用して、23年度は全国の配偶者暴力相談支援センター調査を実施する予定である。

1) 調査結果の概要

1. 調査目的

民間シェルターを利用したDV被害者等の受けた被害実態、とくに、当該利用者にとっての困難な課題、状況について把握し、今後必要な支援策や支援モデルについて検討することを目的とする。

2. 調査期間

2010年11月～12月

3. 調査対象と方法

全国女性シェルターネットに参加している全国の民間シェルターを2010年度に利用した人のうち、2010年度内に退所した人を対象とし、シェルタースタッフが記録に基づき記入した。全国女性シェルターネット

の全面的な協力を得て、調査票をシェルターネット事務局から郵送し、回答は各シェルターからシェルターネット事務局に郵送することで回収した。なお、調査票は日本国籍用と外国籍用に分けた。

4. 調査依頼団体

54団体

5. 有効回答団体

50団体（回答のなかった4団体は、2009年度にはシェルター機能を有していなかった。）

6. 有効回答件数

総計 416票

（日本国籍 391票、外国籍 25票）

*地域ごとの回答数（日本国籍）

北海道 154、東北 3、北陸・甲信越 11、

関東 45、東京 60、東海 12、近畿 31、

中国・四国 17、九州・沖縄 58

*地域ごとの回答数（外国籍）

北海道 4、北陸・甲信越 1、関東 1、東京

6、東海 3、近畿 1、中国・四国 2、

九州・沖縄 7

7. 倫理上の配慮

調査によって把握された利用者の状況については個人が特定されないように数量的に処理すること、守秘義務の厳守及び厳重なデータ管理により、個人情報秘匿に努めた。また、個別のシェルター名についても同様の扱いを行った。

2) 調査結果

<日本国籍の利用者について>

1. 利用者の年齢（回答数：385）

18歳未満：0 18～19歳：3

20歳代：17 30歳代：139

40歳代：92 50歳代：32

- 60歳代：41 70歳代以上：7
2. 国籍の変更
中国・韓国・フィリピンから日本国籍へ
各2名、台湾 1名
計 7名
3. 利用期間（回答数：385）
2週間未満：151
2週間以上～1ヵ月未満：133
1ヵ月以上～2ヵ月未満：63
2ヵ月以上～3ヵ月未満：16
3ヵ月以上～6ヵ月未満：15
6ヵ月以上～1年未満：13
1年以上：4（2年程度）
4. 同伴児の有無（回答数：386）
あり 213名 なし 173名
同伴児の年齢・性別は別表参照
5. 学歴（回答数：380）
中卒：42、中卒後専門学：5、高卒：131、
高等専門学校：4、高卒後専門学校：23、
短大卒：16、大卒・大学院卒：26、学歴
不明：133
6. 利用経路（回答数：374）
直接本人：60、警察：40、
婦人相談所：52、
配偶者暴力相談支援センター：45、
福祉事務所：60、
その他：117（民間シェルター、市など行
政、弁護士等）
7. 疾病・障害・妊娠の有無（回答数：385）
1) 障害：46
知的障害 15
（手帳あり 8 なし 9）
※合計数一致せず
精神障害 15
（手帳あり 8 なし 7）
身体障害 30
（手帳あり 5 なし 23）
その他 5（依存、人格障害等）
- 2) 疾病：101
病名：うつ、統合失調症、各種がん、
高血圧など
- 3) 妊娠：9
対応内容：中絶、出産
8. 当事者が抱える困難な課題
夫等からの暴力：338
子どもからの暴力：15
その他の者からの暴力：50
離婚問題・内縁関係の解消：201
その他の人間関係上の問題：46
人身取引被害：2
家賃滞納や立ち退き：16
住み込み先追い立て：2
罹災：2 退院先なし：2
路上生活：4
その他の住居問題：32
生活困窮：101
借金・サラ金：56
病気：22 うつ等：90
アルコール等依存状態：28
PTSD：28
妊娠・出産：5 その他

表 4-1. 同伴児の年齢と性別

乳児 (1歳未満)	月齢														性別	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	0歳	不明	女	男
	7	0	0	2	2	2	2	0	0	2	1	6	3	8	15	18
合計	35														33	

幼児 (学齢前)	年齢						性別	
	1	2	3	4	5	6	女	男
	20	34	32	26	27	10	74	47
	149						121	

小学 1-3年生	年齢					性別	
	6	7	8	9	10	女	男
	6	16	13	4	2	21	21
	41					42	

小学 4-6年生	年齢					性別	
	9	10	11	12	13	女	男
	6	15	23	11	1	28	36
	56					64	

中学生	年齢				性別	
	12	13	14	15	女	男
	3	13	12	12	14	28
	40				42	

高校生	年齢				性別	
	15	16	17	18	女	男
	1	3	4	2	5	5
	10				10	

未就学児 (義務教育 ~16歳未満)	性別	
	女	男
	0	1
	1	

年齢内訳 男:不明

未就学 かつ無職	性別	
	女	男
	3	0
	3	

年齢内訳 女:18、19、28

その他	性別		
	女	男	不明
	3	1	1
	5		

年齢内訳 女:20、28、30
男:不明
不明:22

注:各年代の人数は、年齢でみた場合と性別で見た場合とで若干の誤差がある。

* 夫等からの暴力・その他の者からの
暴力・人間関係の内訳

① 元夫・内縁の夫・同棲相手・交際相手の暴力 計 12

元夫 6、内縁の夫 1、
同棲相手 3、交際相手 1、知人男性 1

- ② 夫のDVプラス夫以外の家族からの暴力 計 10
義父 2、義母 3、義父母 2、
夫の家族 1、父 1、実家 1
- ③ 夫のDVはなく、家族からの暴力のみ 計 19
父 3、母 1、父母 2、兄と父 1、兄と知人 1、姉姉妹と甥 1、甥 1、家族 1、
実父と継母 1、実父と義父 1、義母 2、義兄 2、夫の姉 1、夫の知人 1
- ④ 子どもからの暴力 1
- ⑤ 子どもへの暴力 5
うち、性的暴力 1、
DV 被害者自身の子どもの暴力もある
- ⑥ その他の人間関係
夫の異性関係、当事者の異性関係

9. 保護命令を必要とする状況の有無

(回答数 363)

- 1) 必要性あった 162
- 2) 必要性はなかった 201

9-1. 取得した保護命令

接近禁止命令 : 109	子どもに対する接近禁止命令 : 54
親族・支援者に対する接近禁止命令 : 16	退去命令 : 19
申立てたが却下された : 5	申立てたが取下げた : 4
申立てなかった 65	

*申立てなかった理由

<本人の意思・意向>21

- 本人が夫のもとに戻ることを望んだ 3
- 本人の意思 11
- 離婚に踏み切れなかった 1
- 様子を見たいなど本人の意向 3
- 方針を決める前に退所 1
- 報復等の恐怖 2
- 他地域で暮らす 1

<要件充足せず>7

- 夫からの暴力とくになし 1
- 身体的暴力なし 2
- 主に精神的暴力 2

- 同棲中だったが配偶者等の範囲とは見られなかった 1
- 客観的証拠がない 1
- <危険を回避できた>7
 - 申し立て前に対処した 1
 - 他施設への移動が決まっていた 2
 - 離婚成立していた 2
 - 遠方に逃げることができた 2
- <夫の事情で安全とみなされた>5
 - 夫の居所不明 2
 - 夫の追跡なし 1
 - 夫の刑期長期化の見通し立った 1
 - 夫の死亡 1
- <知的障害があり、申立困難>2
 - 状況把握や本人の説明が困難、申立書作成できず
- <夫の状況・行動により断念>2
 - 夫に見つかり連れ戻された 1
 - 暴力団員 1
- <その他>2
 - 親族からの反対 1
 - 他にやることが沢山ある 1

10. 退去先（回答数：372）

- 民間住宅 189 公営住宅 11
- 社宅・社員寮 1 婦人相談所 7
- 母子生活支援施設 18
- 他の民間シェルター 26
- 生活保護施設 9
- その他の福祉施設 5
- 帰郷（帰国）・帰宅 43
- 親族宅 39 友人・知人宅 4
- 入院 2 不明 0 その他 18

10-1. 母子分離（回答数：253）

- 1) した：12
 - （退去先と理由：児相、乳児院など）
- 2) していない：241

<外国籍の利用者について>

1. 利用者年齢

18歳未満	1
19歳	0
20代	10
30代	9
40代	5
小計	25

2. 利用者国籍

フィリピン	16
ブラジル	2
ペルー	1
台湾	1
中国	2
ロシア	2
オランダ	1
小計	25

3. 在留資格

日本人配偶者等	13
永住者	7
定住者	3
不明	2
小計	25

4. 同伴児

あり	22
なし	3
小計	25

4-1. 子どもの数

	女	男	小計	国籍
乳児	3	1	4	在留資格申請中、日本、ペルー、
幼児（学齢前）	3	17	20	日本、ペルー、中国、フィリピン
小1～小3	4	2	6	日本、中国
小4～小6	6	0	6	日本、ブラジル、ロシア、中国
中学生	1	0		中国
成人	1			ブラジル

フィリピン国籍利用者の同伴児の性別・年齢・国籍

		女	男	不明	日本	P国籍	不明
学齢期前	16	2	10	4	12	2	2
小学生	6	3	3	0	5	0	1

5. 利用期間

2週間未満	9
2週間以上1ヶ月未満	11
1ヶ月以上2ヶ月未満	3
2ヶ月以上3ヶ月未満	2
小計	25

6. 利用経路

直接本人によるもの	3
警察	2
婦人相談所	5
配暴センター	3
福祉事務所	7
その他	5
小計	25

7. 障害の有無

あり	1
なし※	24
小計	25

7-2 通院要する疾病

あり	6
なし	19
小計	25

7-3 妊娠の有無とその対応

あり	2
なし	23
小計	25

8. 利用者が抱える困難な課題

夫からの暴力	25
子からの暴力	0
その他からの暴力	3
離婚・内縁解消	10
その他人間関係	1
夫の親類からの精神的暴力	1
夫の親族から娘への性的虐待（12歳の娘）	1
夫から子どもへの暴力	1
人身取引	2
生活困窮	9
立ち退き	2
病気	1
うつ	1
PTSD	3
その他	※

※前夫との子に対する親族からの性暴力、長男（15歳）を夫のもとにおいてきた、地元の役所への苦情、夫からの追跡など